

平成 26 年 7 月 4 日

各 位

全銀協 TIBOR の算出・公表主体の変更等に伴うご利用上の留意点等について

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関

一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関（以下「当法人」といいます。）は、本年 4 月 1 日に一般社団法人全国銀行協会（以下「全銀協」といいます。）から全銀協 TIBOR の算出・公表に係る業務の移管を受け、同日から当該業務を開始いたしました。

当法人では、平成 25 年 12 月 27 日に全銀協が公表した「全銀協 TIBOR の運営見直しに関する報告書」¹を踏まえ、証券監督者国際機構（IOSCO）の「金融指標に関する原則」²（以下「IOSCO 原則」といいます。）に則った態勢の整備、運営を徹底することを通じ、全銀協 TIBOR の信頼性・透明性の維持および向上に取り組んでいます。

今般、全銀協 TIBOR の算出・公表主体の変更や、今後予定しておりますテナー削減を踏まえ、利用者の方々において実務上想定される影響等について以下のとおり取りまとめましたので、ご参考としていただきますようお願いいたします。

記

1. 算出・公表主体の変更に伴う指標の同一性について

今般の業務移管に伴い、全銀協 TIBOR の算出・公表主体が全銀協から当法人に変更になりましたが、全銀協 TIBOR の定義、算出方法、指標の名称および情報提供会社からの公表方法については変更がないことから、平成 26 年 3 月 31 日までに全銀協が公表していた全銀協 TIBOR と、平成 26 年 4 月 1 日以降に当法人が公表している全銀協 TIBOR とでは、指標としての実質的な同一性は保たれています。

したがって、仮に、既存の契約や金融商品（以下、契約と金融商品を併せて「契約等」といいます。）について、全銀協 TIBOR の公表主体を「全銀協」と特定するかたちで参照している場合でも、特段の契約変更手続を要することなく、当該契約が「全銀協 TIBOR 運営機関が公表する全銀協 TIBOR」を参照するものとして取り扱うことが、通常、契約当事者の合理的な意思表示に合致するものと考えられますが、個々の契約等に関する変更要否につきましては、各契約当事者間でご判断いただきますようお願いいたします。

¹ <http://www.zenginkyo.or.jp/news/2013/12/27103000.html>

² 平成 25 年 7 月に IOSCO が公表した金融指標が遵守すべきとされる原則（“Principles for Financial Benchmark”）を指します。
<http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD415.pdf>

2. 全銀協 TIBOR のテナー削減に伴う影響

当法人では、平成 27 年 4 月 1 日から、現在公表している全銀協 TIBOR のテナー（公表対象期間）計 13 種類を以下の計 6 種類に削減する予定としております。

存続するテナー	1 週間物、1、2、3、6、12 か月物（計 6 種類）
廃止するテナー	4、5、7、8、9、10、11 か月物（計 7 種類）

したがって、今後、新たに締結される契約等において全銀協 TIBOR を参照される場合には、削減対象となるテナーをそもそも使用しないか、削減された場合の代替措置を予め規定しておく等の対応が必要となります。

なお、削減対象となるテナーを参照する契約等において、テナー削減時の代替措置が規定されていない場合には、各契約当事者間で、削減対象テナーについて、例えば以下の内容で予め合意しておくことが考えられますが、内容については各契約当事者間で契約等の特性等を踏まえてご判断いただくべきものであり、これらに限定するものではありません。

- ①東京インターバンク市場における当該テナーに対応する期間の円資金貸借取引のオファードレートとして合理的に決定される利率とする。
- ②当該テナーを越える最短のテナーに対応する利率と当該テナーを越えない最長のテナーに対応する利率から線形按分して算出された利率とする。

3. フォールバック条項等の採用の推奨について

IOSCO 原則では、金融指標が公表されない場合に備え、当該指標の運営機関が利用者に対し、指標を参照する契約等においてフォールバック条項（代替措置）を規定するよう促すことが求められています。

当法人では、震災や停電等の事態の発生、極度の市場ストレスの発生、リファレンス・バンクの減少等に伴い、全銀協 TIBOR が通常どおり算出・公表されない、または公表後にレートの修正が生じる可能性があることから、当法人のホームページ³上で利用者に対しフォールバック条項の採用を推奨しています。

個々の契約等においてフォールバック条項を採用する等の対応を検討するかどうかは、一義的には各契約当事者間においてご判断いただく事項であると考えていますが、趣旨をご理解いただきまして、必要な対応をご検討いただきますようお願いいたします。

以上

³ <http://www.jbatibor.or.jp/about/disclaimer.html>